



4月21日

36 協定締結!

締結期間:2023年5月1日~2024年4月30日まで

JR東労組大宮地本は、大地申第20号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ、について4月21日に議事録確認を締結し調印しました。

今交渉では、昨年の申19号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」で議事録確認した「見習いの出区点検習熟のために所定点呼時間よりも早く点呼を受け、出区点検を行っていた事象に対して『追給』『調査』『把握』が遅れてしまった事に対して支社の姿勢は「遺憾」であることを確認してきました。また労働時間の認識についても「指揮命令下に置かれた時点で労働時間であること」「使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間であること」の認識を合わせてきました。

大宮地本はこれからも職場の声を基とした団体交渉で会社と信義誠実に交渉を行っていきます。

★大宮地本と 大宮支社の締結箇所★

- ・ 宇都宮運輸区
- ・ 大宮運転区
- ・ さいたま運転区



詳しい交渉内容はOMIYA NEWS No208~214・218~221をご参照ください!

**交渉内容を職場で検証し、働きやすい
職場を全組合員で創り出そう!**